

野田市告示第328号

野田市宅地開発指導要綱（平成31年野田市告示第108号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、公示の日から施行する

- 1 宅地開発事業事前協議書
- 2 宅地開発事業計画検討事項通知書
- 3 宅地開発事業事前公開板
- 4 宅地開発事業計画検討結果報告書
- 5 宅地開発事業に伴う下水道設計協議について
- 6 野田市営水道給水事前協議書
- 7 埋蔵文化財の取扱いについて〔確認・協議〕
- 8 公共施設等帰属届

令和4年12月28日

野田市長 鈴木 有

(表)

別記第1号様式

年 月 日

(宛先) 野田市長

事業者 住所
氏名

担当者

電話番号

設計者 住所
氏名

担当者

電話番号

宅地開発事業事前協議書

野田市宅地開発指導要綱第7条第1項の規定により、次の宅地開発事業について協議します。

宅地開発事業の区域	野田市
開発区域の面積	m ²
開発区域の現況	
宅地開発事業の目的	
予定建築物の概要	
予定工事施工者	住所 氏名
工事の施行計画	

(裏)

施設 計画 画面	道路・交通				
	公園・緑化				
	消 防				
	水 道				
	雨 水				
	汚 水				
	清 掃				
	その他の 公共施設				
	公益的施設				
土地 利用 計画 画面	種 別		面 積	比 率	備 考
	公 共 地 用	道 路	m ²	%	
		公 園			
		そ の 他			
		小 計			
	公 益 地 用	教 育 施 設			
		商 業 施 設			
		そ の 他			
		小 計			
	そ の 他	宅 地			
		未 利 用 地			
		小 計			
	合 計				

(添付図書)

- 1 開発区域位置図（都市計画図 縮尺2, 500分の1）
- 2 公図
- 3 土地利用計画図
（縮尺500分の1以上・土地利用区分ごとに着色し公共公益施設配置計画を併記すること。宅地には各敷地面積を記入すること。）
- 4 造成計画平面図及び断面図（縮尺平面図500分の1以上・断面図随意）
- 5 排水計画図（区域内排水計画と流末までの排水系統図・縮尺区域内排水計画図500分の1以上・排水系統図2, 500分の1以上）
- 6 水理計算書及び排水検討書
- 7 軟弱地盤にあつては地質調査報告書とその改良検討書
- 8 建築行為にあつては、配置図（隣接道路、駐車場、ごみ集積所、植栽、給排水系統等を明示したもの）、各階平面図、立面図、断面図（軒高、階高等を明示したもの）
- 9 日照・電波障害・騒音・振動・臭気・風害等で開発区域周辺に影響を与えるおそれのある場合は、その対応策
- 10 その他必要な図書

(提出部数)

正1部・副1部

(記載上の注意)

- 1 「宅地開発事業の目的」は、宅地分譲・建売分譲・店舗建築等の宅地開発事業の目的を記載すること。
- 2 「道路・交通」は、開発区域内の主要道路の幅員・延長及び都市計画道路については名称・幅員・延長並びに開発区域外の道路又は駅前広場等の整備を伴うときは道路等の名称・幅員・延長とそれらの整備計画を記載すること。
- 3 「公園・緑化」は、公園の面積及び配置の方針その他開発区域内の緑化計画を記載すること。
- 4 「消防」・「水道（公営水道、井戸）」・「雨水」・「汚水」・「清掃」は、それぞれの施設の配置・規模・能力・処理の方法を記載すること。
- 5 「その他の公共施設」は、上記以外の公共施設の配置の方針を記載すること。
- 6 「公益的施設」は、学校、幼稚園、保育所、集会所その他の共同利用施設の規模・箇所数等配置の方針を記載すること。

年 第 月 号日

様

野 田 市 長

宅地開発事業計画検討事項通知書

年 月 日付で協議のあった野田市 における宅地開発事業計画についての検討事項を、別紙のとおり通知しますので、必要事項を処理のうえ関係法令に基づく手続を行ってください。

なお、検討事項の関係各課との協議結果については、別紙右欄に記入し報告してください。

別紙

協議及了済検討結果	検討事項

宅地開発事業事前公開板	
開発区域の所在	野田市
開発区域の面積	m ²
計画戸数又は 予定建築物の 規模・用途等	
事業者	住所 氏名 (電話番号)
設計者	住所 氏名 (電話番号)
施工者	住所 氏名 (電話番号)
設置年月日	年 月 日

(注意事項)

- 1 枠の大きさは、横幅80センチメートル、縦幅60センチメートル以上とし、地盤面から1メートル程度の高さに固定すること。
- 2 「計画戸数又は予定建築物の規模・用途等」の欄には、以下の内容を記載すること。
 - (1)宅地分譲-----計画戸数等
 - (2)集合住宅-----建築面積、延べ床面積、階数、地上高等
 - (3)工場・店舗等-----業務内容、建築面積、延べ床面積、地上高等

第4号様式

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

氏名

宅地開発事業計画検討結果報告書

年 月 日付

第 号 で通知のあった標記の件

について、関係各課との協議結果を別紙のとおり報告します。

(宛先) 野田市長

事業者 住所
氏名
担当名 電話

設計者 住所
氏名
担当名 電話

宅地開発事業に伴う下水道設計協議について

下記事業箇所において宅地開発事業を行うので、下水道施設（汚水・雨水）の設計協議を提出します。

記

1. 事業箇所 野田市 地先
2. 添付書類 位置図・排水計画平面図・縦断図・横断図・構造図・公図

年 月 日

(宛先) 野田市水道事業管理者

申請者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名

野田市営水道給水事前協議書

野田市宅地開発指導要綱第10条第3号アの規定により、下記の事業計画について協議します。

記

- 1 事業計画
- 2 事業計画箇所 野田市 番地
- 3 事業区域の面積 延面積 m^2 建物面積 m^2
- 4 計画戸数及び計画人口 戸 (人)
- 5 計画給水量 m^3
- 6 接続工事予定期日 年 月 日
- 7 給水開始予定期日 年 月 日

添付図書 (1) 事業区域図 (縮尺2,500分の1以上・既設管との接続箇所を記入)

(2) 給水計画平面図 (縮尺500分の1以上)

(3) 給水管埋設標準断面図

第 号
年 月 日

(宛先) 野田市教育委員会教育長

住 所

氏 名

埋蔵文化財の取扱いについて〔確認・協議〕

今般、〔下記・別記〕のとおり開発を計画しておりますが、区域内の埋蔵文化財の取扱いについて〔確認・協議〕します。

記

- 1 開発目的
- 2 開発区域
- 3 開発面積
- 4 工事期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 連絡先 住 所
 社 名
 電 話
 F A X
 担当者

(添付図書) (1)位置図 2, 500分の1 1部
 (2)公 図 1部
 (3)計画図 1部

※ 事業者が複数の場合は一覧表にまとめる。

(表)

第8号様式

年 月 日

(宛先) 野田市長

事業者 住所
氏名
担当者 電話番号
設計者 住所
氏名
担当者 電話番号

公共施設等帰属届

都市計画法第29条第1項の規定に基づき 年 月 日付 指令
第 号の により許可を受けた野田市 字
における開発行為について、工事が完了し公告されたので、同法第39条及び第
40条の規定により帰属した次の施設及び土地を届出します。

記

法第39条関係 (公共施設)

施設の種類	所在地			延長規模等	構造等参考事項
	大字	字	番地		

(裏)

法第40条関係(公共施設の用に供する土地)

現況地目	台帳地目	所在地			面積		備考
		大字	字	番地			

帰属関係添付書類（必要部数）		帰 属 担 当 課					
		都計	管理	みどり	清掃	下水	消防
1	工事完了公告の写し	1	—	—	—	—	—
2	登記承諾書 *留意事項⑦参照	1	—	—	—	—	—
3	帰属する土地の登記簿謄本	1	—	—	—	—	—
4	公共施設配置平面図	1	1	2	2	1	2
5	公共施設構造図又は標準断面図	1	1	1	1	1	1
6	印鑑証明書（法人番号記載のもの）	1	—	—	—	—	—
7	資格証明書（法人のみ）*留意事項⑩参照	1	—	—	—	—	—
8	開発区域内公図写し	2	1	2	2	1	2
9	開発区域内公共用地積測量図及び求積図	2	1	2	2	—	2
10	道路境界確定図（道路査定図）	1	2	—	—	—	—
11	開発区域図（縮尺2, 500分の1）	2	1	2	2	1	2
12	固定資産評価証明書*留意事項⑧参照	1	—	—	—	—	—
13	登録免許税算出表 *留意事項⑧参照	1	—	—	—	—	—
14	登録免許税 *留意事項⑨参照	1	—	—	—	—	—

（留意事項）

- ① 帰属担当課ごとにまとめること。
- ② 4・8・9はその施設ごとに着色すること。
- ③ 消防については、防火水槽の場合のみ添付すること。
- ④ 登記承諾書は土地所有者ごとに各施設に分けて作成すること。
- ⑤ 土地登記簿謄本は、分筆、地目変更、抵当権抹消等を行ってから提出すること。
- ⑥ 10については、既存道路を含めた拡幅後の道路査定図を提出すること。
- ⑦ 市から事業者への帰属がある場合には登記原因証明情報が必要となるので都市計画課で用意する。
- ⑧ 12・13は市から事業者への帰属がある場合に用意する。
- ⑨ 14は登記日に必要となることから、持参する日は都市計画課及び用地課と協議の上用意する。
- ⑩ 資格証明書は印鑑証明書に法人番号が記載されていれば不要です。ただし、法人番号が住所変更により変更になった場合や法人番号が記載されていない場合は1ヶ月以内のものがが必要です。